

個別相談1

相談者	(団体名) NPO 法人 (学術・文化・芸術・スポーツ)
	(氏名) 職員 (会計担当)
相談・依頼内容	相談概要(何の相談だったか一言、一文で) 活動計算書への移行について、他
	<p>① 会計ソフトを S 社のもにへ変えた場合、現在提出している「収支計算書」の形(予算、決算、差額)で作成できるか?また、月に一回理事会を開催し、補正も年補正予算の管理は出来るのか?</p> <p>② 行政から補助が出ている事業等、報告しなくてはならない部分が多い。これまでは「収支計算書」をそのまま担当課に提出して OK だったが、活動計算書にして大丈夫か?</p> <p>③ 按分は、これまで事業費と管理費でざっくりと分けていたが、この方法で大丈夫か?また、水道光熱費や賃借料(家賃)などはすべて管理費にしていたが、これも大丈夫だろうか?</p> <p>④ 事業を「委託費」として、理事の会社に委託している。また、今後も継続して委託していきたいが、利益の分配にあたるだろうか?</p>
対応・処理 助言した内容等	<p>① → ボタン一つではできないが、データを加工することで対応できる。 S 社のソフトに変更した場合、予算や決算、差額という列はエクセル出力後、縦の列を増やして数字を入れ込むことで、これまで提出していたような形を作成できる。 また、補正予算の管理については、S 社担当者に確認したところ、補正の機能はないとのこと。エクセル出力・加工して対応している団体はある、との回答だった。</p> <p>② → 提出方法については、担当課に相談した方がよいと思うが、事業別の内訳が見えなくなる恐れはない。なぜなら、活動計算書にすると事業毎の内訳が分からなくなると心配されている方が多いが、注記に事業費の内訳や事業別損益の内訳を記載することでその心配は解決できる。また、報告する時に、関係する部分のみ抜き出して提出することも可能になる。</p> <p>③ → 外部に対して説明できる根拠があれば、問題ない。法人としての考え次第で、按分方法をむやみに変える事がなければ大丈夫。</p> <p>④ → 民法の観点から、NPO法人の理事と会社の代表取締役は、「利益相反行為」にあたり、禁止事項である。NPOの役員(代理)と会社の役員(代理)であれば、どちらにも「善管注意義務」が発生することから、両立することは原則としては難しい。 ★ その理事には「決議権がない」→これは例外として認められるかもしれないが、議事録などに明記される必要がある。 → また、認定NPOの観点から言えば、認定基準等チェック表(第4表)の口「役員等に対して」「特別の利益の供与」にあたる恐れがある。あくまでも自己申告なのだが、どのようなチェックが行われるかは予想できない。 上記の事をふまえて、関係者で相談することをお勧めする。</p>